

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対策計画の策定等) 第5条 略	(対策計画の策定等) 第5条 略

2・3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法第21条第8項及び第10項から第14項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 略

(省エネルギー型機器の使用)

第17条 電気、ガスその他のエネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)を消費する機械器具等(以下「電気機器等」という。)を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」という。)がより高いものを使用するよう努めるものとする。

2・3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法第21条第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 略

(省エネルギー型機器の使用)

第17条 電気、ガスその他のエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)を消費する機械器具等(以下「電気機器等」という。)を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」という。)がより高いものを使用するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。